流山市監査委員告示第１２号

　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第５項の規定による随時監査（公金管理）を実施したので、同条第９項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

　令和５年６月２２日

流山市監査委員　　菅生　泰久

令和５年度

随時監査報告書

［公金管理］

流山市監査委員

目　　次

第１　監査の種類　…………………………………………　1

第２　監査を実施した監査委員名　………………………　1

第３　監査の対象　…………………………………………　1

第４　監査の着眼点及び実施内容　………………………　1

第５　監査の期間　…………………………………………　1

第６　監査の実施日時及び場所　…………………………　1

第７　監査の結果　…………………………………………　2

令和５年度随時監査報告

この監査は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第５項及び流山市監査基準（平成 29 年流山市監査委員告示第７号。以下「監査基準」という。）第４条第１項第１号に規定する監査であり、監査基準に従って監査を実施した。

第１　監査の種類

令和５年度随時監査（公金管理）

第２　監査を実施した監査委員名

菅 生　 泰 久

坂 巻　 儀 一（職務執行者）

第３　監査の対象

対象部課：まちづくり推進部建築住宅課

環境部環境政策課

監査の範囲：公金等の管理に関する財務事務

第４　監査の着眼点及び実施内容

監査の実施に当たっては、監査当日の午前９時に通知をして、監査の対象課に赴き、現金残高の確認を行うとともに、関係職員から公金の管理方法等について説明を聴取し、流山市財務規則（昭和 61 年流山市規則第 12 号）及び公金等適正管理マニュアル（平成 22 年２月制定）に基づき、公金等の管理が適正に行われているかに主眼を置いた。

第５　監査の期間

自　令和５年５月 19 日

至　令和５年６月５日

第６　監査の実施日時及び場所

令和５年５月 19 日

午後１時 30 分から　まちづくり推進部建築住宅課

午後２時 15 分から　環境部環境政策課

第７　監査の結果

１　総合意見

監査の結果、建築住宅課及び環境政策課を調査した範囲において、監査実施時の現金と関係帳簿が符合していることを確認した。

今回の公金監査で公金の入金時期等について調査した結果、遅延なく入金、調定の事務処理が適切に行われ、おおむね適正に管理していることを確認した。

平成 29 年に実施した随時監査（公金管理）において、建築住宅課については、総合意見の中で閲覧手数料の徴収単位の基準を設けることを検討するよう要望したところであるが、今回の監査では閲覧の手数料が客観的根拠に基づく徴収単位にて収納され、適正に処理されていることが確認できた。また環境政策課（平成 29 年当時　環境政策・放射能対策課）には、鑑札発行業務の釣銭の用意やごみ処理券販売にかかるレジスターの有効活用について指摘等をしていたが、レジスターのレシートを領収書とするなど、効率的に運用されていることが確認できた。

しかしながら環境政策課では、流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例（平成 14 年６月 28 日条例第 21 号。以下、「路上喫煙防止条例」という。）に基づく過料の徴収等の業務において、遅滞なく入金手続きを行っていることが確認できたものの、業務で使用している前渡資金整理簿等が財務規則で規定されている内容に準拠していない部分があるなど、一部、書類の不備等が認められた。公金を管理するにあたり、より適切に管理が行われるよう改善を図られたい。

その他、対象部課への指摘事項等の詳細については個別意見に後述する。

次に、全庁的な課題について述べる。本市の公金管理状況については、前述のとおり公金等適正管理マニュアル（以下「公金マニュアル」という。）に基づき、公金等の管理が適正に行われているかを主眼とし、平成 24 年より随時監査として監査を実施してきたところであるが、現時点で公金マニュアルを所管する部課等が不明という状況にある。

公金マニュアルの制定から 10 年以上が経過し業務が多様化したことに加え、未納金の臨戸訪問、切手等の金券類の取扱い等、現在の公金マニュアルではカバーできない実務があることが、これまでの実地監査により判明している。また、所管課において、現状に即したマニュアルを整備していない場合もあ

った。

市が取扱う公金の管理について、すべてを公金マニュアルに掲載することは困難であると理解はできるが、関係各課で協議し、紛失や私費等との混在のリスクを極力低減できるよう、市として指標となる公金マニュアルの再整備を要望する。

2　個別意見

監査の結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたが、事務事業の一部について「指摘事項等一覧」（表１）のとおり、指摘事項及び検討・要望事項が認められた。

指摘事項及び検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成 26 年４月１日制定）により通知を求めるものとする。

【表１　指摘事項等一覧】

部課名	指摘事項								検討要望事項	注意事項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計	計	
まちづくり推進部 建築住宅課								0	0	0
環境部 環境政策課			2					2	4	0
計	0	0	2	0	0	0	0	2	4	0

[指摘事項]
（１）法令、条例、規則等に違反している事項（軽易な誤りを除く。）
（２）不正な行為がなされた事項
（３）事故が発生するおそれがある事項
（４）不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
（５）今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
（６）過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
（７）その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項
[検討・要望事項]
改善の検討を要する事項や要望事項等、監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。
[注意事項]
軽易な誤りである事項は、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

以下の事項について、所管課である環境部環境政策課において対応を求める。

（１）指摘事項

＜事故が発生するおそれがある事項＞

・飼い犬の注射済票の交付事務において、誤交付による返金事案が発生していた。市の歳入とならない現金であっても、詳細がわかるように現金取扱簿に記載し、不明金とならないよう取扱いを明確化されたい。

・路上喫煙防止条例の違反者に滞納があった場合には、臨戸訪問し催告等業務を行っているが、徴収した過料について現金取扱簿に記載されていなかった。徴収した現金は遅滞なく入金処理が行われていたが、現金出納簿に徴収した金額を記載し、出納員の確認を得るよう取扱いを改められたい。また、臨戸訪問に際し、職員が私費により釣銭を用意していたが、公金と私費が混在しないよう訪問の時期に追加で釣銭を借り受けるなど、会計課と協議し適切に対応されたい。

（２）検討・要望事項

・狂犬病予防の集合注射に伴う手数料等については、「狂犬病予防集合注射実施職員用マニュアル（以下、「集合注射マニュアル」という。）に基づき、遅滞なく入金等を行っていたが、集合注射集計表に決裁がなく、また獣医師に対する注射料金の領収書の修正箇所に訂正印等がないなど、書類の一部に不備があったため、集合注射マニュアルの見直しを行い、より適正な書類の作成及び公金の取扱いが行われるよう要望する。

・路上喫煙等防止パトロール用として資金前渡している駐車場使用料を課独自様式の出納簿により管理しているが、残金の精算日の記載がないなど、財務規則で規定されている様式の内容に即していない部分があった。速やかに様式の見直しを行い、明確に公金が管理できるよう改善を要望する。

・手数料等用のレジスターに私費が保管されていた。公金とは混在しないように工夫はされていたものの公金を取り扱うためのレジスターに私費を保管することは、公金の管理上好ましいとは言えないため安全性を重視し、より厳格な対応を求める。

・ちば環境再生基金の募金箱を設置しているが、過年度分と思われる募金の一部が金庫に保管されていた。募金箱の現金を金庫に移すのであれば、募金箱から回収する周期を定め、適宜、台帳に記載するなど、募金を送金する際に正確に突合できるような体制を構築するよう要望する。